

○27番 吉沢章子 私は、通告いたしました4点について、一問一答で下から順番に4、3、2、1と伺ってまいります。

まず、県の政策変更に伴う本市への影響についてでございます。この議会でも多くの会派からお話がございます、議論がございましたけれども、神奈川県緊急財政対策というものは、さまざまな方面で物議を醸しております。まず財政局長に伺います。川崎市民が支払っている県税の金額と還元率について伺います。補助金カットの対象は県単独事業のものですけれども、その金額と現段階における県との協議状況について伺います。あわせて、県有施設の移管における協議状況についても伺います。

○副議長 岩崎善幸 財政局長。

○財政局長 小林 隆 神奈川県緊急財政対策の本市への影響などについての御質問でございますが、初めに、本市域内から徴収される県税とその還元率についてでございますが、県が本市域内に直接支出している県費負担教職員の給与費や警察に係る経費などを含めずに、一定の条件のもとで試算いたしますと、平成22年度の決算では、本市域に立地する3県税事務所で徴収された県税約1,150億円に対しまして、県から本市に交付された県支出金と地方消費税交付金などの県交付金の合計額は約502億円であり、これを割り返しますと約4割となるところでございます。次に、本市における平成24年度予算の県支出金のうち、県緊急財政対策におきまして見直しの対象とされている県単独補助金につきましては、重度障害者医療費給付事業に係る補助金など13件、合計約15億8,000万円でございます。

次に、県緊急財政対策に係る県との協議状況につきましては、10月に県内18市長と県知事との意見交換会が行われ、この中で対策の全体像が示されたところでございまして、その後、県の所管部局から本市の所管部局に対し、平成25年度予算の要求状況や所管部局の対応方針などについて個別に情報提供がなされているところでございます。このうち県単独補助金につきましては、住宅用太陽光発電導入促進事業補助金については、県から市町村の意見を聞きながら補助制度のあり方を検討しているところであり、現行制度は基本的には平成24年度をもって廃止し、新たな支援方策を検討するとの方向性が示されており、その他の県単独補助金につきましては、県の所管部局はおおむね現行制度に沿って予算要求をしているとのことでございます。また、県有施設の見直しにつきましては、県の所管部局から基本的な考え方等の説明が始まったところでございます。以上でございます。

○副議長 岩崎善幸 吉沢議員。

○27番 吉沢章子 行財政改革の必要性は当然理解するところでございますけれども、しかしながら、例えば太陽光発電の普及促進は、知事の公約における1丁目1番地であったのではないかなと思いますけれども、今年度で廃止とは驚きを禁じ得ません。県は市町村の集合体であります。一定の条件のもとでの試算とのことですけれども、川崎市域からは毎年一千数百億円もの県税が納税されて、その還元率は約4割程度ということでございます。県の実態は市町村に支えられているわけでございますから、それをお忘れかのような知事の手法は、市民の代表としては遺憾としか申し上げようがございません。市長の率直な見解を伺いたいと思います。また、皆さんのお手元に配られていますけれども、これは要望書ですね。あした、これを知事にお持ちになるという予定だそうでございますけれども、どのような申し入れをなさるのか市長に伺います。

○副議長 岩崎善幸 市長。

○市長 阿部孝夫 神奈川県緊急財政対策についてのお尋ねでございますが、私はこれまで、行財政改革を市政運営の最重要課題として不断の改革に取り組んでまいりましたが、改革を実施する際には、行財政改革プランにおいて、複数年にわたる改革の取り組み内容、取り組みを実施した場合の将来の収支見通し等を明らかにした上で、タウンミーティング等で市民の皆様に対して丁寧に説明し、意見を伺いながら進めてまいりました。加えて、急激な改革が市民生活に影響を及ぼすことがないように、緊急避難的に減債基金を活用し市民生活の安定を確保しながら、中長期的な視点に立って改革に取り組んでまいりました。一方、10月に発表された神奈川県緊急財政対策では、見直しを行う対象項目は示されておりますが、個々の詳細な見直し内容やスケジュール、取り組み実施後の収支見通しなどについては、現状では明らかにされていない状況となっております。いずれにいたしましても、緊急財政対策の基本スタンスでは県民、企業、団体、市町村との危機感共有に努め、関係者の理解、協力を得ながら取り組みを進めるとされておりますので、県には説明責任をしっかりと果たしていただきたいと考えております。明日の黒岩知事への要請に際しましては、市町村との十分な協議を行っていただき、今回の見直しが市町村への単なる負担の転嫁とならないよう要請してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 岩崎善幸 吉沢議員。

○27番 吉沢章子 説明責任をしっかりと果たしていただくというのは当然のことでございます。市長は今、説明責任を果たす、十分な協議、単なる負担の転嫁にならないよう要望されるということでございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。生活保護費についてです。全国的生活保護受給者数は212万4,669人で、前年同月比で3.6%増ということです。本市における受給者数について、総数及び稼働年齢層をお示しくください。また、不正受給の金額と人数について伺います。また、それぞれ昨年度と比べてどうなっているのか、現状と分析について見解を伺います。あわせて、不正受給者に対する課題とその後の取り組みについて健康福祉局長に伺います。

○副議長 岩崎善幸 健康福祉局長。

○健康福祉局長 木村 実 生活保護についての御質問でございますが、本市における本年7月時点での生活保護受給者数は3万2,245人で、対前年度比3.5%増でございます。そのうち15歳以上65歳未満の稼働年齢層の受給者数は1万6,008人で、対前年度比2.7%増となっております。一方、前年度と前々年度の同月比での伸び率は、全生活保護受給者数で6.4%、稼働年齢層の受給者数が29.4%でございましたので、特に稼働年齢層の受給者数の伸び率の鈍化は顕著となっております。この理由といたしましては、リーマンショックによる景気の悪化により急増していた稼働年齢層が、景気の一時的な回復により申請数の伸び率が抑えられたことや、さらに自立生活支援相談員による就労支援の効果などによるものと考えております。

次に、平成23年度中に不正受給として生活保護法第78条を適用した件数は576件、不正受給額は約3億9,000万円で、前年度比約7割増となっているところでございます。その理由といたしましては、生活保護受給者数の急増に加えまして、いわゆる消えた年金問題により、福祉事務所による従前の調査では年金の受給権がないとされていた方が、年金を遡及して受給することとなったにもかかわらず、適正に申告がなされなかったことにより

増加したものでございます。また、不正受給とならないための取り組みについてでございますが、生活保護受給世帯向けリーフレット「生活保護の大事なお知らせ」を生活保護受給全世帯に配付、周知することで不正受給の未然防止に努めているところでございます。なお、今後の取り組みといたしましては、不正受給防止に特化した統一的なマニュアルを作成し、福祉事務所での活用を行う予定でございます。以上でございます。

○副議長 岩崎善幸 吉沢議員。

○27番 吉沢章子 生活保護における支出削減は、受給資格者要件を初め国における抜本的な改善が必須でありますけれども、現行においては、本市ができることは大きく2つあると考えます。一つは不正受給の削減、もう一つは就労支援による自立であります。本市が取り組む就労支援の効果と今後の展開について健康福祉局長に伺います。

○副議長 岩崎善幸 健康福祉局長。

○健康福祉局長 木村 実 就労支援についての御質問でございますが、今年度につきましては、従来 of 自立生活支援相談員を活用した就労支援に加え、11月より開始した総合就職サポート事業におきまして、新たに求人開拓事業と意欲喚起事業を実施したところでございます。これらの事業を核にして、生活保護受給者の個別の状況に応じた求人開拓と、意欲喚起事業後、就労に至った方の定着支援を進めてまいります。また、福祉事務所のケースワーカーを対象としてキャリアカウンセラーや求人開拓員による講演を実施し、福祉事務所全体の就労支援に対する意識の底上げも図ってまいります。今後の取り組みといたしましては、民間事業者による雇用創出の促進、精神障害者、発達障害者の就労支援プログラムの検討、実施、介護人材の育成と介護保険事業所への人材供給などを予定しておりまして、これらの取り組みを総合的に推進することで生活保護受給者の自立を促してまいります。以上でございます。

○副議長 岩崎善幸 吉沢議員。

○27番 吉沢章子 市として適正受給の徹底と自立支援の推進を要望いたしたいと思いません。

次の質問に移ります。次に、命の尊厳の教育についてです。命の尊厳の教育について、この議会でも何回か取り上げていらっしゃる方がいましたけれども、私は、いじめ対策と特別支援ということに対して伺ってまいりたいと思いません。まず、いじめ対策について伺います。全国の小中学校のいじめ件数は、ことしの4月から9月までで13万883件と報告されております。昨年度は1年間で6万3,873件であり、6カ月で既に昨年を6万7,000件超えています。この数字の見方はさまざまでありまして、認知件数がふえたという前向きな見方もありますけれども、いずれにしても社会的な問題であることは論をまちません。本市におけるいじめ対策は、あの悲しい中学生の自殺事件以来進んだと認識しております。平成22年度より現在の取り組みとなりましたが、件数における推移とその分析について伺います。私たちは、だれもが心にやみも光も持っております。ネットが発達して24時間外界と接することが可能な今は、ある意味逃げ場がありません。対症療法ではなくて、みずからの光の声に従って判断できる心を養うことが最も本質的な解決であると考えます。そのためには、子どもたちの自主的な取り組みを促すことが肝要であります。いじめの未然防止策の一つに子どもたちの自浄力を育てるとありますが、その取り組みと成果について伺います。また、本市いじめ対策における平成22年度から現在までの総括と今後

ついでの見解を教育長に伺います。

○副議長 岩崎善幸 教育長。

○教育長 渡邊直美 いじめ対策についての御質問でございますが、本市では平成22年6月に、中学3年生がみずから命を絶つという痛ましい出来事を経験しており、このことを重く受けとめ、決して風化させることがないようにさまざまな取り組みを進めてきたところでございます。初めに、いじめの認知件数についてでございますが、文部科学省の調査では、平成23年度の本市の小中学校におけるいじめの認知件数は300件でございました。また、今年度8月に実施いたしました文部科学省の緊急調査では、平成24年4月から約5カ月間の認知件数は416件となっており、既に昨年度の件数を大きく上回っております。これは今般のいじめの社会問題化を受けて、校長会議を初め管理職研修や初任者研修、10年経験者研修等を通じて、いじめに対するきめ細かな対応について繰り返し啓発を進めたことから、各学校がいじめであるかどうかの判断が難しい軽微な事案につきましても、積極的に掘り起こしに努めた結果であると考えているところでございます。

次に、子どもたちの自浄力の育成についてでございますが、本市では平成22年度から毎年、すべての市立学校において児童生徒指導点検強化月間を設けており、その中で児童会、生徒会等による自主的な活動の推進を掲げております。各学校では、いじめのない学校づくりに向けた話し合い活動や集会を行ったり、いじめ防止の標語やポスターを作成して校内掲示するなど、子どもたちがみずから工夫していじめ問題に主体的に取り組んでおります。こうした子どもたちの自主的な取り組みを通して、子どもたちがみずからの生活を見詰め直し、友人を大切にしようとする意識が高まったなどの報告を受けております。本市におきましては、子どもたちの自主的な取り組みの基盤ともなる好ましい人間関係づくりの醸成のために、平成22年度からすべての市立学校でかわさき共生*共育プログラムを推進しております。研究協力校における検証では、子どもたちが話し合いによって問題解決をしようとする姿勢が身につく、学級への満足度が高まったとの報告がなされております。また、実態把握のためのアンケート、教職員のチェックリスト、学習指導案等、いじめ問題に関する資料を収録した冊子「一人ひとりの子どもを大切に作る学校をめざして」を発行し、教職員のいじめ問題に対する意識を高めるとともに、具体的な対応力の向上を図っており、各学校の教職員研修や教育相談活動を推進しているところでございます。教育委員会といたしましては、今後ともこうした取り組みを充実させ、引き続きいじめ問題に正面から向き合い、各学校における未然防止や早期発見、早期対応への取り組みを支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 岩崎善幸 吉沢議員。

○27番 吉沢章子 続けて教育長に伺います。いじめは人と違うことがきっかけで起きることは少なくありません。残念ながら支援が必要な子どもにその矛先が向く事例があると伺っております。その現状と取り組み及び課題について伺います。また、いじめや不登校、暴力行為等で支援が必要な子どもが発達障害等の可能性がある場合、専門機関との連携が必要でありますけれども、その現状と課題についても伺います。

○副議長 岩崎善幸 教育長。

○教育長 渡邊直美 支援が必要な子どもについての御質問でございますが、本年12月に文部科学省が公表した通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を

必要とする児童生徒に関する調査の結果によりますと、通常の学級に学習面または行動面で著しい困難を示す児童生徒が6.5%、1クラスに2人から3人の割合で在籍していることが明らかになったところでございます。また、この傾向は下の学年ほど著しく、中学校が4.0%であるのに対し、小学校では7.7%となっております。こうした子どもたちは、物事の見方やとらえ方、感じ方に他の子どもたちとは少し違う特性があることから、周囲から孤立し、いじめの対象となる可能性もございます。しかしながら、こうした特性の有無によらず、日常のささいないさかいがいじめに発展することを念頭に、子どもの発達段階に応じた適切な支援が必要と考えております。本市におきましては、平成16年度よりすべての小中高等学校に正規教員の中から特別支援教育コーディネーターを任命し、特別な教育ニーズのある子どもたちへの理解と必要な支援とともに、かねてより一人一人の違いを認め、個性を尊重する特別支援教育の啓発に努めてまいりました。さらに、いじめは人間として絶対に許されない行為であるという一貫した強い姿勢を教師が貫くよう啓発するとともに、平成22年度よりスタートしたかわさき共生*共育プログラムの効果測定を通じて、周囲から孤立し支援の必要な児童生徒の把握に努めるとともに、各学校ではこうした情報を職員会議や児童生徒指導部会等で共有し、具体的な対策を検討して対応してきたところでございます。

次に、専門機関との連携でございますが、平成20年度から区役所こども支援室に区教育担当を配置することにより、区役所の保健福祉部署を初め関係機関との連携が進んでいるところでございます。しかしながら、こうした子どもたちとその保護者が抱える課題と要因は年々多様化、複雑化しており、学校だけでは適切な支援の手だてを見出すことが困難な事例もございます。特に小学校においては、中学校に比べてこうした支援を必要とする児童が多いのが現状でございます。教育委員会では、これを踏まえて、小学校における特別支援教育コーディネーターが、いじめだけでなく暴力行為、不登校など児童指導上の課題や児童虐待等の諸問題に対し、一人一人の子どもやその保護者に必要な支援を迅速、的確にできるよう、今後はその機能を拡充し、業務に専念できる環境を整えてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○副議長 岩崎善幸 吉沢議員。

○27番 吉沢章子 御答弁ありがとうございます。

続けて、支援が必要な子どもたちについて伺いたいと思います。今度はこども本部長に伺います。国における直近の統計では、発達障害等支援が必要な子どもは全体の約6.5%であるとのことです。本市における想定人数は、小中学生約10万人における6.5%で約6,500人ということになりますが、療育センター等における相談件数を伺います。また、療育センターは現在、公営と民営とがあります。今後すべて民営に移行されると、現場経験の機会を失う本市職員の専門職のスキルが低下するおそれも指摘されております。例えば指定管理等、民間の療育現場に本市職員が出向するなど体験の場を担保し、将来にわたり質を担保する方策が必要不可欠であると考えますが、見解を伺います。

○副議長 岩崎善幸 こども本部長。

○こども本部長 岡本 隆 地域療育センターについての御質問でございますが、初めに、相談件数でございますが、平成23年度における相談件数は、市内4カ所の地域療育センターで5,685件、発達相談支援センターで3,076件ございました。次に、地域療育セン

ターの専門職についてでございますが、各専門職は、それぞれの職域における研修などを受講しスキルアップを図るとともに、こども家庭センターの専門支援係を中心に職種別連絡会議等を実施し、連携を図りながら研修等も行っているところでございます。専門職の資質の維持向上は重要な課題であると認識しているところでございまして、人材育成という観点から長期的な取り組みが必要であると考えられますので、今後効果的な手法について検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 岩崎善幸 吉沢議員。

○27番 吉沢章子 発達障害について伺ってまいりましたがけれども、身体的な障害により支援が必要な子どもについて教育長に伺います。現在は小学校入学時に障害種別が決定され、小中9年間は原則的に変わりません。しかし、例えば小学校入学時には自力歩行できたけれども、中学校入学時には車いす使用になったなど症状の進行が進み、教育支援のあり方の見直しを求められた場合どうしているのか伺います。また、課題と今後について見解を伺います。

○副議長 岩崎善幸 教育長。

○教育長 渡邊直美 身体的な障害により支援を必要とする子どもについての御質問でございますが、初めに、特別支援学級の種別につきましては、児童生徒の障害の状況に応じて、学校教育法第81条に示された知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者等の障害区分に基づき設置されております。その障害区分は、特別支援教育センターの教育相談において、児童生徒の様子、生育歴、発達検査等の結果、医師の診断等の情報を収集し、文部科学省通知第291号、障害のある児童生徒の就学についてに示された基準にのっとり、慎重に検討し決定しているところでございます。しかしながら、児童生徒の障害の状況が著しく変化し、必要とする教育支援の変更が認められる場合は、再度特別支援教育センターにおいて慎重に検討し判断を行う場合がございます。次に、身体的な障害により支援を必要とする子どもの教育に関する課題と今後についてでございますが、一人一人の障害の状況に応じた教育の充実のためには、教員の専門性の向上や教育環境のバリアフリー化が必要でございますので、専門機関との連携や教育環境の整備に引き続き努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 岩崎善幸 吉沢議員。

○27番 吉沢章子 一人ひとりの子どもを大切にすることをめざしてというパンフレットがありまして、この中には本市はしっかりと特別な教育的ニーズのある子どもたちへの理解ということが書いてあります。これは全国でもまれな試みということで、こういうことの事例があるということをしかりとらえて取り組んでいることは、私は評価したいと思っておりますので、今後ともしっかりとお願いしたいと思っております。きのうもきょうも、この命の大切さということについて議論がございました。命の尊厳の教育というものは何よりも優先すべき教育の命題でございます。命の重さにおいて人は全く平等であるという事実——これは事実です。これを本市教育の信念として現場に徹底していただきまして、諸課題に臨んでいただきますよう要望させていただきます。

次に、アセットマネジメントについて移りたいんですけれども、お時間が迫ってまいりまして、幾つか質問を用意していたのですが、最後の財政局長の部分だけ御質問させていただきたいと思っております。申しわけございません。今、アセットマネジメントについては資

産マネジメントの一環ということで、21世紀は維持管理の時代とも言われております。維持管理は永遠の課題ですけれども、その答えの一つが長寿命化ということでございます。市営住宅が1,026棟、学校施設1,630棟、その他1,694棟が長寿命化対象の本市公共建築物です。まちづくり局長に答えていただこうと思ったのは市営住宅でございまして、まちづくり局は今、高山団地をモデルケースにしてリフォームの検討をしていただいて、いろんなことを考えていらっしゃる、コンセプトづくりをしていらっしゃるということと、教育長に伺おうと思っていたのは学校カルテの作成ということで、これは大変ユニークな試みで、現在取り組んでいらっしゃいますけれども、これは教育委員会独自でおつくりになった。これは私は大変評価しております。御答弁いただけなくて申しわけございません。建設緑政局長も、長寿命化は平成22年度から取り組んでいただいております。これもしっかりとやっております。橋梁、道路、またトンネルについても、30年経過したということで、指針が変わったので、これもきちんとチェックしていくということを御答弁いただこうと思っております。

各局の取り組みというのは、現場で取り組んでいらっしゃることを財政局が所管局としてきちんと情報を集めて、皆様がフラットな場でディスカッションして行って、いいものをつくり上げていくことが必要だと思っております。資産マネジメントの一環として統括は財政局長がしておりますけれども、アセットマネジメントについての現在の取り組み、進捗、課題と今後の展開、スケジュールについて伺います。御答弁をお願いします。

○副議長 岩崎善幸 財政局長。

○財政局長 小林 隆 資産マネジメントについての御質問でございますが、本市では、公共施設の老朽化に伴う今後の大規模修繕や更新時期の到来による財政負担の増大等に対応するため、平成22年度に川崎版P R E戦略かわさき資産マネジメントプランを策定し、施設のコンパクト化、長寿命化等の資産マネジメントの取り組みを進めているところでございます。資産マネジメントの全庁横断的かつ円滑な推進に当たりましては、庁内に川崎版P R E戦略推進委員会を設置し、このうち長寿命化に向けた取り組みにつきましては、同委員会の中に公共建築物維持保全部会を設け、各局の長寿命化計画などの取り組み状況について情報共有等を図るとともに、統一的な施設の劣化点検の実施手法などについて検討を行っているところでございます。また、こうした資産マネジメントを推進していくために必要な資産データについては、資産カルテへの集約を進めるとともに、施設の劣化情報のほか、さらなる資産データの一元化に努めてまいります。今後につきましても、所管局と密接な連携を図りながら、着実かつ効果的な資産活用に取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 岩崎善幸 吉沢議員。

○27番 吉沢章子 ありがとうございます。その委員会もしくは部会にしても、それぞれの原局における取り組みのよいところ、課題をお互いに共有して、そういうプラットフォームであることが大事だと思います。そうしないと意味がないと思います。維持管理は永遠です。橋が落ちたり、道路が陥没したり、建物が倒壊しては困りますので、予算措置も含めてしっかりと取り組んでいただきますように要望させていただきまして質問を終わります。ありがとうございます。